

平成30年4月18日  
世田谷総合支所  
北沢総合支所  
玉川総合支所  
砧総合支所  
烏山総合支所

## 世田谷区立区民センターの指定管理者の選定について

### (付議の要旨)

平成31年4月からの世田谷区立区民センターの指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

### 1. 主旨

世田谷区立区民センターは、平成18年4月から平成29年3月まで指定管理者制度を適用してきた。

平成29年度に、指定管理期間が11年経過したことを受けて区民センター連絡協議会を設立し、運営上の課題等を検討した。その中で、区民センターの運営に関しては、指定管理者制度を適用した運営が適しているとの検討結果が示された。この結果を踏まえ、世田谷区立区民センター条例第18条、19条に基づき、平成31年4月からの運営については指定管理者制度を適用し、指定管理者の候補者を選定する。

### 2. 指定管理者制度を適用する施設及び指定管理者の候補者

#### (1) 指定管理者の候補者

施設名称	所在地	審査の対象者
世田谷区立太子堂 区民センター	世田谷区太子堂一丁目14番20号	太子堂区民センター 運営協議会
世田谷区立弦巻 区民センター	世田谷区弦巻一丁目26番11号	弦巻区民センター 運営協議会
世田谷区立宮坂 区民センター	世田谷区宮坂一丁目24番6号	宮坂区民センター 運営協議会
世田谷区立桜丘 区民センター	世田谷区桜丘五丁目14番1号及び 世田谷区桜丘二丁目22番1号	桜丘区民センター 運営協議会
世田谷区立代田 区民センター	世田谷区代田六丁目34番13号	代田区民センター 運営協議会
世田谷区立奥沢 区民センター	世田谷区奥沢三丁目47番8号	奥沢区民センター 運営協議会
世田谷区立玉川台 区民センター	世田谷区玉川台一丁目6番15号	玉川台区民センター 運営協議会
世田谷区立深沢 区民センター	世田谷区深沢四丁目33番11号	深沢区民センター 運営協議会
世田谷区立鎌田 区民センター	世田谷区鎌田三丁目35番1号	鎌田区民センター 運営協議会

世田谷区立上北沢 区民センター	世田谷区上北沢三丁目 8 番 9 号	上北沢区民センター 運営協議会
世田谷区立粕谷 区民センター	世田谷区粕谷四丁目 1 3 番 6 号	粕谷区民センター 運営協議会
世田谷区立烏山 区民センター	世田谷区南烏山六丁目 2 番 1 9 号	烏山区民センター 運営協議会

### 3. 指定管理者制度適用の理由、効果

各区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進することを目的に設立された施設である。地域コミュニティの形成に資する事業の実施にあたっては、創意工夫や柔軟な発想で利用者ニーズに適した対応やサービスの提供が必要であり、指定管理者制度の適用はこうした点が期待できる。

### 4. 指定期間：5年間(平成31年4月1日～平成36年3月31日)

### 5. 指定管理者候補者の選定方法について

選定委員会を開催し、世田谷区立区民センター条例第19条第1項に定める「特別の事情」により、公募によらず指定管理者候補者を選定するための可否についての審議を行った。

(1) 開催日：平成30年3月27日(火) 9時30分～10時30分

(2) 選定委員の構成：別紙のとおり

(3) 審議結果

世田谷区立区民センターの指定管理者の候補者選定方法については「特別の事情」により、公募によらず指定管理者を選定することに決定した。

#### ① 「特別の事情」について

指定管理者制度運用に係る指針の第6の1「特別の事情(2) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する。

#### ② 理由

各区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進するために設立された施設である。その運営にあたっては、世田谷区立区民センター条例第18条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。各区民センターにおける運営協議会は、平成18年度から28年度まで指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行してきた。また、平成29年度は、区民センターのあり方等について検討し、「区民センターの設置目的を踏まえ、地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担ってきた運営協議会が、指定管理者として区民センター事業を運営することが適している。」という結果となった。

### 6. 審査体制

#### (1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を実施するため、「世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会を設置した。

(2) 選定委員会の所掌

審査基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）5名 区職員2名（別紙）とする。

7. 選定基準

世田谷区立区民センター条例第19条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

(1) 区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

(2) 区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。

(3) 区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール

平成30年	4月	区民生活常任委員会報告（選定方法）
	4月～7月	選定期間
	8月	政策会議（選定結果）
	9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成31年	4月	指定管理者による運営の開始

## 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿（平成 29 年度）

（五十音順）

外部委員	委員	かわべ ようじ 川邊 洋二	東京税理士会北沢支部
	委員長	さかい しんいち 境 新一	成城大学経済学部教授
	委員	しおた なおと 塩田 尚人	健康文化研究所代表
	委員	ほそごえ じゅんじ 細越 淳二	国土舘大学文学部教授
	委員	やじま つぐひさ 矢島 嗣久	北沢地域町会連合会副会長
区委員	委員	もとはし やすゆき 本橋 安行	地域行政部長
	委員	おじか よしのり 男鹿 芳則	北沢総合支所長

（任期：平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

## 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿（平成 30・31 年度）

（五十音順）

外部委員	委員	あやの やすこ 綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
	委員長	さかい しんいち 境 新一	成城大学経済学部教授
	委員	しおた なおと 塩田 尚人	健康文化研究所代表
	委員	ほそごえ じゅんじ 細越 淳二	国土舘大学文学部教授
	委員	みずの ただし 水野 貞	烏山地域町会自治会連合会会長
区委員	委員	しが きいち 志賀 毅一	地域行政部長
	委員	いわもと こういち 岩元 浩一	玉川総合支所長

（任期：平成 30 年 4 月 11 日～平成 32 年 3 月 31 日）